



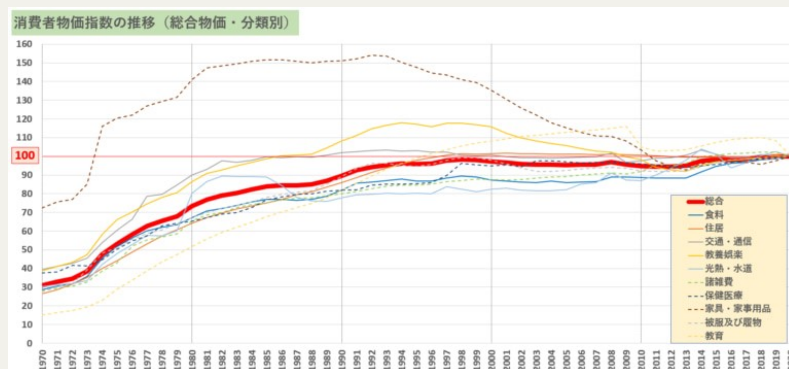
令和 3 年 12 月号

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信代表
便り

物価が上がってる！？

皆さんこんにちは。コロナが落ち着き、人手がもの凄いい勢いで回復していますね。久しぶりに戻ってきた日常を楽しみましょう！

さて、そんな良い話とは別に、最近、燃料費高騰が原因なのか？供給不足が理由なのか？はたまた市場にある資金の量が多いからなのか？物価が高騰しています。アメリカや中国、ユーロでも、消費者物価が前年同月に比べ 5～10% 上昇しているそうです。



日本では、総合指標だけで見ると 50 年間の上昇率は約 3.24 倍と大きな上昇ですが、ここ 20 年では約 1.03 倍とほぼ横ばいです。物価が 5%～10% 上昇するというのがどれだけ凄いいことかがわかりますね。

この物価のブログを書いている最中に、今更ながら気づきました。

日本の税法、例えば所得税法でいけば、課税所得 330 万円までは 10% の税率、330 万円を超えると 20%、というように 330 万円という金額が基準となっています。相続税法でも基礎控除 3,000 万円というように。

日銀の目標である 2% の物価上昇をつづけると、当然に会社の売り上げも 2% ずつ増え、支払う給料も 2% 増える。順序は違えど、銀行等の利率も上がって、財産も増えているはず。ただ買える商品は同じ数という図式になるのでしょうか。だとすると、物価が上がれば、金額ベースで決めているもの、前例でいくと 330 万というハードルが自然と下がってくるということになりますよね。だから意外と今の物価が上がらない日本は過ごしやすいのかもしれない。知らんけど（笑）（関西人の口癖らしい）

本店
便り

年末調整の変更点について

文責：亀田

令和 3 年 11 月号の DR.tax では、年末調整に必要な控除証明書類の保管について書きました。

このたび国税庁ホームページ上に、令和 3 年分年末調整の特設サイトである「令和 3 年分 年末調整のしかた」が開設され、各種様式が公表されましたので、前年と比較して変更があった点について一部抜粋してご紹介します。

① 税務関係書類における押印義務の改正

デジタル化推進の流れに沿った変更点となり、今まで押印が必要だった多くの税務関係書類について、押印の必要がなくなりました。

年末調整で使用する「令和 4 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙では、「あなたの氏名」欄に前年まであった㊟（押印の目安を示すしるし）が消えています。（下図赤丸印の部分）

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

②QRコードを申告書に印字

扶養控除等申告書などの一部の申告書で、国税庁ホームページの記載例などにリンクしている QR コードが印字されるようになりました。(下図赤丸印の部分)

QRコードが印字されている申告書は、「令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」・「令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書」・「令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」です。

その他の変更点として、年末調整の電子化にあたり税務署長の事前承認が不要になる「源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正」や、一部書類について書面による提出に代えて電磁的記録を送信することが可能になる「e-Tax による申請等の拡充」があります。前年と比べると変更点は少ないかと思います。

詳しくは、国税庁ホームページの「令和3年分 年末調整のしかた」

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2021/01.htm>)を確認して頂くか、各担当者までご質問ください。

インター
店
便り

当選金のシミュレーションはいつもしています('◇')ゞ 文責：大脇

こんにちは。きらびやかなイルミネーションが街を彩る季節になりましたね。
昨年のコロナ禍と比べ、少しずつですが以前の景色が戻ってきているのかなと思う今日この頃です。

気づけば12月…今年もあっという間でした。つい最近「あけましておめでとうございます」と言っていたような（と毎年言っているような…（笑））。

今年を一言で表すなら…「今年もウガンダへいけなかった('◇')!!」。

空と心はつながっているのは分かっていますが、やっぱり直接会うのは違うんだと痛感しています。今では通信手段も色々ありますからリモートもできますが、“肌”で感じるのってとても大切ですね。

来年こそは行けますように！



さて、12月、年末と言えば「年末ジャンボ宝くじ」。

毎年買おう買おう、当たったら…と言いながら販売期間が終わっているというオチですが、宝くじの当選金には税金がかからないということはご存じですか？

実は宝くじの購入金には税金が含まれており、収益金は地方財政に充てられていて、宝くじを購入した時点ですでに納税が済んでいるというわけです。さらに、宝くじの取り扱いについて定める法律「当せん金付証票法」によって、当選金に所得税（及び住民税）を課しないと定められているため、確定申告も不要です。



ただし、家族や仲間内で共同購入した場合はご注意を！

当選金を代表して1人が受け取りに行き、後で山分けした場合は共同購入した他の人には当選金を受け取った代表者からの贈与となり、「贈与税」の課税対象となる可能性が出てきます。特に高額当選者、一億円超持っていると言った富裕層に位置づけられ、国税当局が目を光らせているとか…。「ばれないように口座間じゃなくて現金で渡すから～」でもばれちゃいますからお気を付けください。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

贈与と言えば、2022 年 4 月以降は相続を巡るルールが大きく変わるとみられています。

相続税の税率は財産が多いほど税率が高くなるため、「生きているうちに贈与をして手持ちを減らしていこう…」と生前贈与を活用して相続対策をされていた方も多いかと思います。その中でも、1 人への贈与が年間 110 万円以下なら非課税になる「暦年贈与」。この手法が来年以降封じられる可能性があるというのは、7 月号の代表便りに記されていたのが記憶に新しいかと思います。今年 12 月の税制改正大綱に内容が盛り込まれるとすると、過去のケースに照らし合わせると来年 3 月には法案が通り 4 月から新制度がスタートします。

決まり次第詳しく内容をお伝えするとともに、非課税内で毎年暦年贈与を行われていた方、相続対策をお考えの方は、内容をお聞きしてご提案等させていただきますのでご相談ください。

余談ですが…この時期になると TVCM から竹内まりやの曲が流れ、無性にケンタッキーが食べたくなるのは私だけでしょうか？

年末年始休業日のお知らせ

年末年始休業日：令和 3 年 12 月 29 日（水）～ 令和 4 年 1 月 4 日（火）

※ 年内の通常営業は 12 月 28 日（火）まで となります。

年始は 1 月 5 日（水）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



行楽 日記

本店 BBQ&クイズ大会

文責：加藤(理)

先月の DR.tax 本店便りでもチラッとご報告しましたが、10 月初旬、本店にて BBQ&クイズ大会が行われました。



晴天に恵まれ、BBQ のメニューは超豪華！庶民には滅多にお目にかかれない高級なお肉にフォアグラ、牡蠣やホタテなどの魚介、心のこもったおにぎり、新鮮なお野菜、じゃがバター、ポップコーンなどなど、代表をはじめ社員の皆さんが準備をして下さり、インター店のパートである私はひたすら食べるだけで申し訳なかったですが、とてもおいしくいただきました。

インター店からの参加は 3 名だけでしたが、コロナの影響でなかなかお会いできなかった本店の方々との久々の再会と交流を嬉しく感じました。

そして、お楽しみは超豪華景品をめぐるクイズ大会！早い者勝ちで本店事務所内の至る所に隠されたクイズを探し出し、チームで解答するという知力と体力が必要な競技(笑)でした。

我らインター店メンバーの狙いは、“ダイソンのコードレススティッククリーナー”！インター店は狭く、また虫や砂埃の侵入が多いので、事務所を清潔に保つためには、コードがなくスマートで、かつ確かな吸引力のある掃除機が求められます。もし手に入れることができたなら、自宅で使いたい気持ちをグッと抑えてインター店に寄贈するつもりでいましたが、獲得とはなりませんでした…(+_+)



若い方々の力に圧倒され、そして運にも左右されながら大変盛り上がったクイズ大会でした。仕事中心でなかなか関わる機会のなかった方々とチームを組めたこともまた、貴重な時間だったと思います。（ちなみにその後、粘り強い交渉（？）の結果、インター店では別の機能的な掃除機を設置してもらえました！）

心もお腹も満たされ、楽しい一日でした。マスクが必要なくなり、安心して交流を楽しめる日常に戻ることを願うばかりです。

経営
情報

マイナンバーカードと健康保険証が一体化！

文責：木村

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる一体化が、2021 年 10 月より本格的にスタートしました。政府が推進するデジタル化の中核として、マイナンバーカードの普及促進が挙げられています。

●マイナンバーカードを利用することでさまざまなことができるようになる

現状では、コンビニでの住民票発行、行政手続きのオンライン申請、e-Tax による確定申告などが可能です。曜日や時間帯を気にせず、待ち時間なくコンビニで各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」は、利便性が高いと思われます。

●次のステップとして

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼られている医療機関や薬局では、すでに運用が始まっています。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に申し込みをする必要があります。



●活用したいマイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバー（12 桁の個人番号）が裏面に記載されたカードですが、IC チップが組み込まれているため、「氏名」「住所」「生年月日」「顔写真」に加えて、「公的個人認証サービスによる電子証明書」の情報がデジタルデータとして記録されています。

これまで市区町村、社会保険事務所、税務署などがそれぞれ別々に保有していた情報を、マイナンバーで紐づけて情報を一元化しようというものです。

●注意点

デジタル化による利便性や効率性アップは、手間を省き、時間の余裕をもたらしてくれますが、持ち歩くことで紛失するリスクやパスワード管理には、十分気をつけなければなりません。



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【参照】厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

12 月の税務

- ・固定資産税（都市計画税）の第 3 期分納付

納付期限…12 月中において各自治体の条例で定める日

- ・給与所得の年末調整

- ・10 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）、

申告期限…1 月 4 日（火）

- ・4 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

申告期限…1 月 4 日（火）

無料経営相談について

今月の無料経営相談は、誠に勝手ながら
お休み させていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
ます。



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info